



総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会 火力電源入札ワーキンググループ（第5回）-議事要旨

日時：平成26年6月24日（火曜日）15時00分～17時40分

場所：経済産業省本館地下2階 講堂

出席者

1. 委員

山内座長、木村委員、新川委員、細田委員、松村委員、圓尾委員

2. 各電力会社説明者

1. 東北電力株式会社

石森執行役員 他

2. 中部電力

高橋電力取引部長 他

3. 関西電力

彌園執行役員 他

4. 九州電力

平田取締役常務執行役員 他

3. 経済産業省（資源エネルギー庁）

伊藤電力市場整備課長、岸電力基盤整備課長 他

議題

1. 事務局説明

伊藤電力市場整備課長より資料4に基づき説明。

2. 各電力会社説明

（1）東北電力

石森執行役員より資料5に基づき説明。

（2）中部電力

高橋電力取引部長より資料6に基づき説明。

（3）関西電力

彌園執行役員より資料7に基づき説明。

（4）九州電力

平田取締役常務執行役員及び豊馬電力輸送本部部長より資料8に基づき説明。

3. 自由討議（含む質疑応答）

委員からは各社の入札募集要綱案に関して下記のとおり様々な意見が出された。これらを踏まえて各社の入札募集要綱案について必要な修正を行うこと、修正点について座長が取りまとめ、主要論点については必要に応じ座長から事務局経由で委員に諮った上で座長一任とすること、今回の東京電力の入札募集要綱案を議論した後、新たな論点が出された場合であり、かつ、既に了承した各社の入札募集要綱にも反映すべき論点が仮にあれば、その扱いについても議論すること、となった。

(1) 連帯保証について

- 連帯保証を求めるべきではない。何のために、目的会社を設立するのか分からなくなる。何らかのやり方をしないと不安だということはあるかもしれないが、これが唯一の方法だと思っていない。議論なしに認めるべきではない。
- 連帯保証を求めることが唯一であるとは思っていないが、事業の性質から考えると、何らかの方法で財務健全性を担保することが必要ではないか。連帯保証に代わる財務健全性が担保できる方法が提示されれば、それを考慮して認めてもよいのではないか。いずれにしても、供給期間全域にわたって確実に履行できるための何らかの方策は必須である。
- 設備が完成するまでは契約保証金で担保し、設備が完成した後は、効率的なものができたとするならば、コスト面で言えば可変費を投入すれば十分なリターンが得られる電気がでてくるのだから、連帯保証までは必要ない。
- 連帯保証、解約補償、建設費のエスカレも含めて、電力会社以外の者が参加しようとするとの足を踏む。一つ一つは正しいことなのかもしれないが、全てがあるとハードルが高くなっているという印象を持った。これだけ多くの電力会社が、ある時期に一齐に入札をすると、参加できる事業者は電力会社を除けばあまりない。総合的に見て、ハードルが高くなっているという印象を持った。
- 最初に応じた事業者があって、その後SPCに事業を譲渡する場合は、出資者のすべてが連帯して保証するというのは重すぎる、少なくとも、応札者一社でも数社でも保証してくれれば、事業の継続性や財務の問題もクリアできるのではないか。

→ 連帯保証は意見が2つに分かれた。応札者の健全性を求めるという方向の意見と、競争上の問題があるという意見があり、そのバランスをとる方式でいきたい。連帯保証が参入に対するマイナス効果を持つのか確認した上で、再度検討したい。連帯保証を必ず求めるというのはきついという意見もあったし、何も求めないというのも厳しいと思っている。これを前提に事務局で調整させていただきたい。(山内座長)

(2) 資本費の補正について

- 中部電力は誠実な対応であり、合理的なものができた。他社もやらないことが不当とまでは言えない。他の3社は、この手のリスクは設備投資する側が負って当然だと考えているとすれば、料金査定でもこの考え方を貫くべきである。本当にそういう意思表示をしているのか、今回、中部電力から合理的なやり方ができたので、これをみて少し考えていただきたい。

→ リスクを管理する能力が高い方に、リスクを負わせるのが大原則である。そういう点も含めて考えるべき。(山内座長)

→ 料金査定における他の入札との整合性も考えて、事務局と方向性を考えさせていただく。(山内座長)

→ エスカレを入れないことが、ガイドラインに違反するとは言えないので、それを前提とした上で調整したい。(山内座長)

(3) 落札結果の公表について

- 落札結果の公表については、自社応札の場合、契約の絶対額がでてこないが、例えば、3社以上の落札がある場合には、その平均額を開示することは考えられないか。
- 「上限価格を非公表とする場合」とは、自社応札の場合に限定されていると理解してよい。

→ 上限価格の非公表に重きをおくのであれば、他社応札の場合でも自社応札と同じになる。先ほど中部電力が説明されていることのみを重きをおくのであれば、自社応札のみに限定するという考え方もある。どちらともある。(事務局)

- 前回、競争が不十分なケースが想定され、そういうときまで上限価格を公表させると、上限に張り付くというマイナス面があることから、上限価格を公表するかは選択制にしたが、このような弊害がないケースにおいては、自社応札をしない場合で公表しない方がよいという要素はあるのか。

→ 入札後の競争を歪めない、あるいは1社の情報が公表されないということだと思う。今、議論している限りでは、自社応札をしない場合には、それほど大きな問題にはならないと思う。事務局で精査していただき、まとめたい。原則は、競争上の情報の非対称性が起こらないことを念頭におきたい。(山内座長)

(4) 解約・解除時の補償等について

- IPP側事由の場合、何故、「基本料金」で賠償するのか理解できない。仮に取引所の価格が暫く高騰しているケースでは、基本料金をさえ払えば解約してもいいということになる。
- 関西電力の要綱を見ると、いつでも勝手に止められる訳ではなく、相手側の責めに帰すべき事由があった場合に、一方の当事者が解除できる、もう一つが、やむを得ない事由があり、かつ、相手が合意したときに解除できる、この2パターンしかないとするれば、各社とも基本的に債務不履行があったときの賠償の範囲を議論していることになる。通常の取引でも賠償の金額は何かの算定基準がある訳ではなく、一定の協議で決めているが、関西電力の説明からは、論理必然的に基本料金ではないものの、特に不合理ではない。一つのやり方ではある。7年とか決めていないと、通常生ずべき損害としていると民法に委ねられるが、どこまでを補償するのか、予測可能性がはっきりしない。クイックに解決する方策ではある。

- 賠償額をあまりに高くし過ぎることによって、結果的に自社の応札を誘導しているとの疑いがないかという観点も重要である。民法では通常生ずべき損害額を賠償するとなっているところ、あえて書き換えてきている。発電側が発電できなくなった場合に、7年分の固定費を支払うのはあまり過大ではないか。

→ 賠償額に基準はないが、何らかの形で定めることには合理性がある。一方でそれが競争制限的な要因になるか、逆に言うと、世間相場かどうかを検証したい。(山内座長)

(5) 情報遮断等について

- 上限価格非公表としますから自社の検討する部門に漏れると有利になってしまう。入札実施部門でも応札実施部門でもない独立した第3の機関が基本的な意思決定をされるということなので問題ない。また、最終的に取締役会に上がっていく過程で、事前に決まったものが会社の中にずっとあるような状況をできるだけ短縮するという措置がとられており、上限価格に関連する情報は開示されないという規則もしっかりと担保されていると思う。
- 独立部門もそれなりの人員を配置しないと、結局、建設する部門から情報を仕入れて計算することになるので、情報遮断を担保できないことにもなる。上限価格を算定できる人員をしっかりと配置することも重要である。
- インサイダー情報の一つ一つに関して、誰がどの時点でどういう背景をもって情報を仕入れたか、この情報は誰が知っているかを管理していると、より一層進むのではないかな。

関連リンク

[電気料金審査専門小委員会 火力電源入札ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室
電話：03-3501-1748
FAX：03-3580-8485

最終更新日：2014年7月1日